

令和5年度白鷹町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、令和5年度に行われる山形県浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱の市町村設置型浄化槽転換事業の合併処理浄化槽を使用する際に分担金を納付する者（以下「分担金納付者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする。

その交付等に関しては、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めることによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 浄化槽転換事業 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画において定められた予定処理区域以外の区域において、既存の住宅の改良により、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を廃止し、合併処理浄化槽を設置する事業をいう。
- (5) 市町村設置型浄化槽転換事業 町が行う浄化槽転換事業をいう。
- (6) 分担金 白鷹町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例に規定する分担金をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 分担金納付者
- (2) 分担金の支払いを完了した者
- (3) 令和6年3月15日まで、完了実績報告書を提出できる者
- (4) 町税等に滞納がない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1基当たり80,000円とする。

(交付の申請及び請求書)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 転換であることを証する書類(必要に応じ)
- (2) 分担金支払い証明書
- (3) 納税証明書等
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認める場合は、補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定について、令和5年度白鷹町浄化槽整備促進事業費確認通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、工事が終了し、使用者から分担金の徴収が確認できた時は、補助金を交付する。

- 2 交付対象者は、令和5年度白鷹町浄化槽整備促進事業実績報告書兼請求書(様式第3号)により請求するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。